**ふるさと納税**

　「ふるさと納税」の内容についてまとめましたので、ご興味ある場合にはご利用してみてください。

１．概要

　「ふるさと納税」とは、直接他の自治体へ納税するのではなく、自治体へ「寄付金」を支出することにより、所得税及び住民税の税額控除を受ける制度です。

　　ご自身のふるさとに限定されていませんので、自由に寄付先を選ぶことができます。

２．控除額

　（寄付金額－2,000円）が所得税及び住民税の税額から控除されます。

　ただし、所得金額により税額控除限度額が設けられていますのでご留意ください。

　　例：給与収入700万円扶養1名の場合　税額控除限度額53,000円

　　（平成27年度税制改正にて税額控除限度額が拡大される見込みです。）

３．手続

　　各自治体に寄付をした後、確定申告により寄付金控除の適用を受けることが必要です。

　　（平成27年度税制改正にて平成27年4月1日以降の寄付は確定申告不要となる見込みです。）

４．自治体からのお礼

　　「ふるさと納税」により各自治体から次のようなお礼の品が届きます。

　　　　佐賀県玄海町　黒毛和牛

　　　　北海道門別町　ズワイガニ

　　　　長野県飯山市　パソコン

　　　　（寄付金額によりお礼の品は異なります。）

以上